

社会福祉法人 彩の郷福祉会 役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩の郷福祉会（以下「役員」という。）の非常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償を受ける役員及びその種類、額は別表1のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給及びその支給期日)

第3条 月額で定める報酬（以下「月額報酬」という。）は、非常勤の役員として理事長のみ該当し、その他の役員は費用弁償の規程に定めるものとする。非常勤役員としての理事長は、次の各号に該当する職務を行うものとする。

- (1) 年間事業計画に基づいて、月毎の事業が計画的に実施されている事を確認し、必要な指導を行う。
- (2) 予算に基づいて、月毎に適正に執行されている事を確認し、必要な指導を行う。
- (3) 法人又は施設に対する寄付金については、事務処理や適正な取り扱いを指導し、責任を持って決済をする。
- (4) 法人又は施設に対する来訪者に対し、必要ある時は、法人又は施設の代表者として対応する。
- (5) 対外的な行事等について、その行事等の内容により、法人又は施設の代表として対応する。

2 報酬の支給期日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月額報酬の支払期日は、当月の末日。ただし、その日が日祭日又は、取引銀行の休業日にあたる場合はその日の前日の日。

(費用弁償)

第4条 役員が前条第1項各号に該当して職務を行う場合は、その職務を行うために要する費用の実費を支給する。

- 2 前項の役員が職務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規程により支給する旅費の額は、「社会福祉法人彩の郷福祉会旅費規程」の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年12月15日から施行する。

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

別表 1

職 名	報酬の種類	報 酬 額
理 事 長	日 額	5,000円
理 事	日 額	5,000円
評 議 員	日 額	5,000円
監 事	日 額	5,000円